

I. 工事概要

1 工事場所 富山県 射水市黒河地内
2 建物概要
建物名称 構造 階数 延面積 (㎡) 消防法施行令別表第一 備考
車庫棟 RC造 平屋 139.4 1.3 項イ

3 工事種目 (○印をつけたものを適用する。)
○電灯設備
電力貯蔵設備
映像音響設備
監視カメラ設備
動力設備
構内交換設備
拡声設備
防犯・入室管理設備
雷保護設備
構内交換設備
誘導支援設備
火災報知設備
受変電設備
情報通信網設備
テレビ共同受信設備
構内配電・通信設備

II. 工事仕様

- 1 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成28年版」...
(2) 建築工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの仕様書を適用する。
2 特記仕様
(1) 章及び項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

表 項 目 特 記 事 項
○ 一般共通事項の適用
・ 本仕様書の一般共通事項 1 を適用する。
・ (・ ・ ・ ・ ・ 建築 ・ 給排水衛生設備 ・ 空調設備) 特記仕様書の一般共通事項 1 を適用する。

○ 1 工事実績情報の登録
2 下請関係の適正化
3 個人情報取扱いについて
4 環境への配慮
○ 1 適用する。
本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。
1 使用する機材等に「富山県グリーン購入調達方針」で定めるものがある場合には、それに適合するものとする。
2 建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集材材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、

ホルムアルデヒドの放出量
ホルムアルデヒドの放出量 該当する建築材料
規制対象外
①建築基準法施工令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施工令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
第三種
①建築基準法施工令第20条の7第3項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施工令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

5 材料・機材の品質等
1 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2 下記に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

6 地場産品の優先利用等
1 地場産品の優先使用
受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品（建設資材又は製品等で、県内で最終製造工程が施されたもの又は県内に本社・本店を置く取扱業者から調達したものを含む）を優先使用するものとする。
2 県内企業の優先選定等
受注者は、工事に係る下請契約又は資材等納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置くものの中から選定するよう努めなければならない。
3 不採用請求書の提出
受注者は、工事の施工に関する下請契約において富山県内に本社・本店を置くものの中から選定しない場合又は工事に使用する資材等について県内地場産品を使用しない場合は、あらかじめ「下請契約における県内企業及び県内地場産品の不採用請求書」を監督職員に提出しなければならない。
発生材は構外搬出処分とし、その費用も含め受注者自らの責任において適正に処理するものとする。
・建設リサイクル法対象工事（契約額1億円以上（税込））

7 発生材の処理等
○ 再資源利用計画書等の作成及び提出
○ 運搬、処分委託契約書等及び許可証等の提出
○ マニフェスト管理一覧表の提出
電気保安技術者を工事現場に ・ おく ○ おかない
○ 設けない ・ 設ける
本工事に必要な工事用電力、水、燃料及び諸手続き等の費用は受注者の負担とする。
構内につくることが ・ できる ・ できない
「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-34環境対策に記載の排出色対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。
次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱う。
(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
(3) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

8 電気保安技術者
9 監督職員事務所
10 工事用電力・水その他
11 工事用仮設物
12 施工機械
13 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

14 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間
15 安全教育・訓練の実施
16 調査・試験に対する協力
17 工事特性・創意工夫 ・ 社会性等の実施
18 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置
19 低入札となった場合における技術者の増員等

20 近接して工事を発注する場合の取扱いについて
21 総合評価方式
22 提出図書等
23 竣工図の製本
24 工事写真
25 電子納品
○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用
工種 品目 規格
※ただし、その製品の入手が困難な場合は、監督職員と協議し、通常製品（新材で製造された製品）へ変更できるものとする。
・「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」に基づき、パイロット工事として下記の製品を使用する。
工種 品目 規格 製品名
工事区分表によるほか、次による。
補強を要する鉄筋コンクリート躯体(梁、壁、床)の貫通スリプ補強筋は（・別途 ・ 本工事）とする。
壁、床貫通の仮枠(壁枠、ダクト、吹出口、大径管、換気扇等)の補強筋は（・別途 ・ 本工事）とする。
屋上基礎（・別途 ・ 本工事） 屋内基礎（・別途 ・ 本工事） 屋外基礎（・別途 ・ 本工事）
○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。
・本工事で設置とする。（改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。）
・内部足場（即立、足場板等） ・ 外部足場（・枠組足場 ・ くさび凝結式足場 ・ 単管本足場）
※足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の確立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
石綿等が使用されている場合、石綿障害予防規則に基づき、作業を行うこと。また、解体等の作業における保護具の装着 ・ 湿潤を保つ費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用等及びそれに費やす工期については、監督職員と協議を行うこと。

26 電子納品
○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用

○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用

○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用

○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用

○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用

○ 1 適用基準等
○ 2 施工条件
○ 3 施工従事者
○ 4 仮設設備
5 認定リサイクル製品の使用

11 前震安全性の分類と耐震設計
1 「官庁施設の総合耐震・対策設計基準（平成25年3月28日国土交通大臣官庁官庁事務部制定）」による前震安全性の分類は下記による。
構造体 ・ I類 ○ II類 ・ III類
建築非構造部材 ・ A類 ○ B類
建築設備 ・ 甲類（特定の施設） ○ 乙類（一般の施設）
2 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。
1）設計用水平地震力
機器の重量[kg]とし、設計用水平震度を乗じたものとする。なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。
設計用水平震度

設置場所 機器種別 特定の施設 一般の施設
重要機器 重要機器 重要機器 重要機器
一般機器 一般機器
上階層、屋上及び塔屋
機 器 2.0 1.5 1.5 1.0
防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5
水 槽 類 2.0 1.5 1.5 1.0
中間階
機 器 1.5 1.0 1.0 0.6
防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0
水 槽 類 1.5 1.0 1.0 0.6
地下・1階
機 器 1.0 0.6 0.6 0.4
防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6
水 槽 類 1.5 1.0 1.0 0.6

重要機器 ○ 配電盤 ・ 受変電設備 ・ 発電設備
直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
火災報知受信機 ・ 中央監視装置
注1) 上階層の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。
注2) 水槽類にはオイルタンク等を含むものとする。
2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
3) あと施工アンカー
施工後確認試験 ○ 要（引張試験機による引張試験） ・ 不要

12 土 工 事
(1) 残土処理
(2) 埋め戻し及び盛土
(3) 地業工事
11 コンクリート工事
(1) 普通コンクリート
・ レディミキストコンクリート（ ・ I類 ・ II類 ） ・ 現場練りコンクリート
コンクリート設計基準強度（ ・ 18N/mm2-15-25（括弧内） ・ 21N/mm2-15-25 ・ 24N/mm2-15-25 ）
構造体コンクリートの強度補正値
打設日 3/15～7/18 7/19～8/30 8/31～11/15 11/16～3/14
補正値 3 N/mm2 6 N/mm2 6 N/mm2 3 N/mm2 6 N/mm2
コンクリート強度試験（ ・ 実施する ・ 省略する ）
・ 異形鉄筋（ ・ S025A ・ S03A5 ）
1) 既存コンクリート床及び壁の配管貫通部の穴あけは、ダイヤモンドカッターによる。
2) 事前に造成処理物調査を行い、監督職員に報告を行う。
コンクリート埋設物のX線検査は ・ 要 ・ 不要 とする。
既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。
・ 紙製（一般床、壁） ・ 鋼製（梁、水密を要する地中層） ・ 塩ビ製（水密を要しない地中層）
長さ1m以上の入替しな管理には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を入替する。埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(25)を1本、5個の場合(25)を2本、天井まで立上らせる。
分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降は配線経路は、電線太さ、電線本数及び管径等は監督職員の承認を受けて変更しても差し支えない。
また、機械室等の圧配線は図面上P管で記載している場合であっても、立上り部分の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長にわたって接地線を設ける。
1 次の箇所の露出配管は塗装を行う。
・ 屋外 ○ 屋内（ ）
2 次の箇所の露出配管は塗装不要とする。
・ 機械室内（ ）
○ 新金属製 ・ ステンレス製 ・ 樹脂製
取外し再使用機器は清掃、絶縁測定のうち取付ける。
外気に面する壁・天井で、内断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。
操作方式（ ○ 電気操作方式 ・ 手動ばね操作方式 ）
適用範囲（ ○ 受変電設備 ○ 発電設備 ）
ABC粉末消火器 10号 2本
・ 消火器収納箱 1本 2個（ ○ 鋼板製 ・ SUS製 ）
○ 表示板（ ○ 鋼板製 ・ SUS製 ・ アルミ製 ）
○ 内線電話1台につき、EM-TIEFO.65-20を2台を2m見込む。
・ ボタン電話1台につき、電子ボタン電話用ケーブルEM-EBT0.4-40を2mを見込む。
○ 消火栓箱（別途）に絶縁 ・ 専用
ガス種類 ・ 都市ガス ○ LPGガス
監視方式 ・ 個別式 ○ 集中監視式
・ 受信機（ 型 録 回線 ） ○ 火報盤と一体 ・ 単独
原則として、管の上端より一般敷地では600mm以上、車両通路では800mm以上とする。
○ 標準図による（差は富山県準入りとする）
(1) 地中埋設機 ・ 要（図示による） ○ 不要
(2) 埋設表示ケーブル ○ 要 ・ 不要

12 撤去内容
2 支持金物等
3 アスベスト含有調査等
4 発生材の処理等
○ 撤去方法（ ・ 図示による ）
○ 引渡しを要するもの（ ・ 図示による ）
○ 特別管理産業廃棄物（ ）
同上の処理方法（ ）
・ 再資源化を図るもの（ ）
・ PCBを含む機器類は、PCBが飛散、流出及び地下水への浸透が無いよう適切な容器に詰め、適切な場所に保管し、工事完了後、施設担当者引き渡す。

13 コンクリート埋設物のX線検査
14 穿孔作業
15 スリローブ
○ 呼び線及び予備配管
16 電線本数、管径等
17 金属管の塗装

18 フラッシュプレート
19 再使用機器
20 保温、結露防止
21 高圧交流遮断器
22 消火器
23 電話機への記録
24 火災報知設備用総合盤
25 火災報知設備用総合盤
26 ガス漏れ検知器（濃ガス）

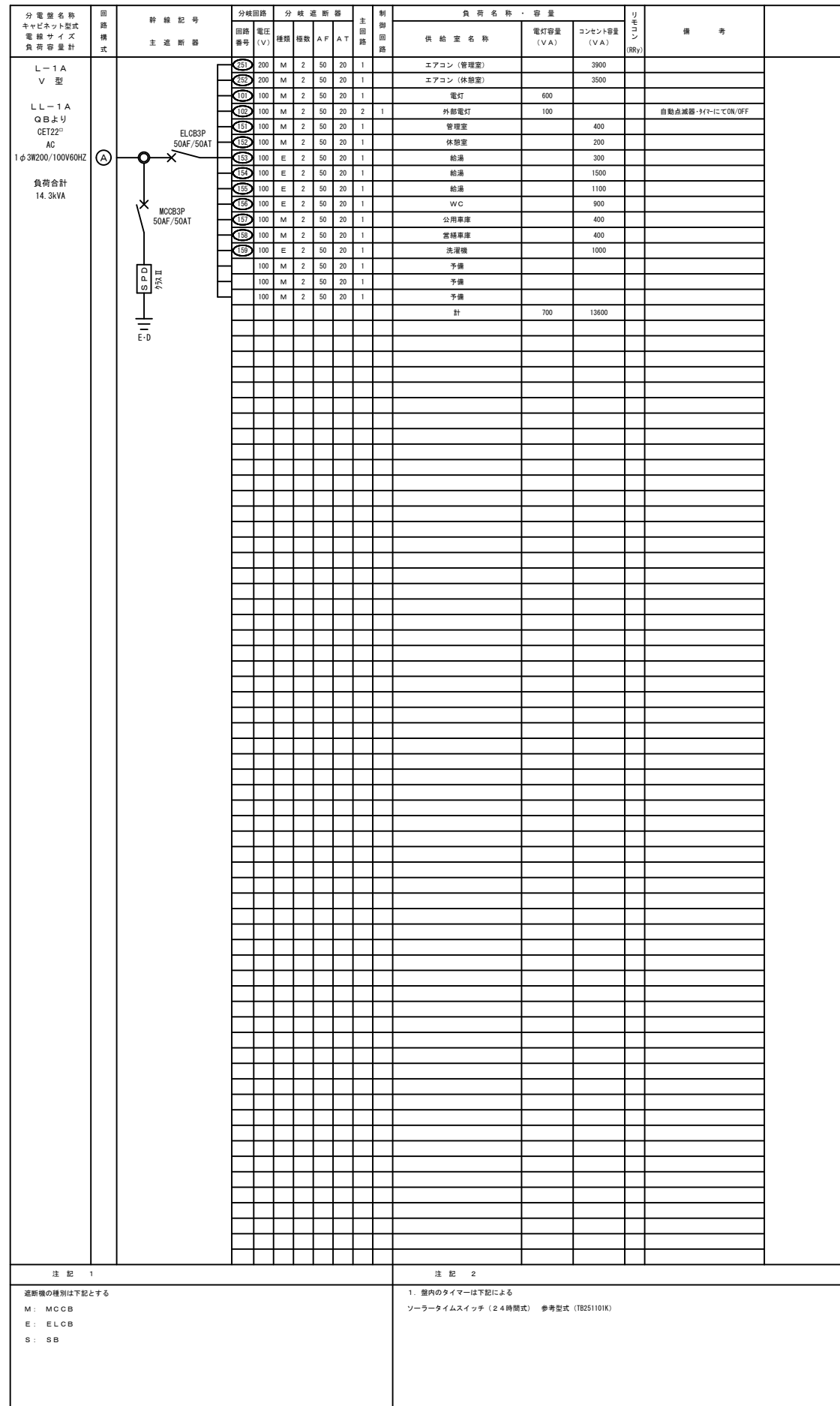
27 管の埋設深さ
28 ハンドホール
29 地中埋設機等
20 再使用機器
21 高圧交流遮断器
22 消火器
23 電話機への記録
24 火災報知設備用総合盤
25 火災報知設備用総合盤
26 ガス漏れ検知器（濃ガス）
○ 新金属製 ・ ステンレス製 ・ 樹脂製
取外し再使用機器は清掃、絶縁測定のうち取付ける。
外気に面する壁・天井で、内断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。
操作方式（ ○ 電気操作方式 ・ 手動ばね操作方式 ）
適用範囲（ ○ 受変電設備 ○ 発電設備 ）
ABC粉末消火器 10号 2本
・ 消火器収納箱 1本 2個（ ○ 鋼板製 ・ SUS製 ）
○ 表示板（ ○ 鋼板製 ・ SUS製 ・ アルミ製 ）
○ 内線電話1台につき、EM-TIEFO.65-20を2台を2m見込む。
・ ボタン電話1台につき、電子ボタン電話用ケーブルEM-EBT0.4-40を2mを見込む。
○ 消火栓箱（別途）に絶縁 ・ 専用
ガス種類 ・ 都市ガス ○ LPGガス
監視方式 ・ 個別式 ○ 集中監視式
・ 受信機（ 型 録 回線 ） ○ 火報盤と一体 ・ 単独
原則として、管の上端より一般敷地では600mm以上、車両通路では800mm以上とする。
○ 標準図による（差は富山県準入りとする）
(1) 地中埋設機 ・ 要（図示による） ○ 不要
(2) 埋設表示ケーブル ○ 要 ・ 不要

13 取付高さ
壁付、壁掛けの機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。
名称 測 点 取付高[mm]
ブラケット（一般） 床下～中心 2,100
" (諸機) " " 2,500
" (鏡上) " 鏡上端～中心 150
スイッチ（一般） 床下～中心 1,200
" (多機能使用用) " 1,200
コネク、電話用ケーブル、端子（一般） " 400
" (和室) " 150
" (台土) " 150
コネク（土間） 床下～中心 800～1,300
引込閉閉器箱（低圧） 床下～上端 1,500
分電盤、制御盤、実験盤 床下～中心 1,500(上端1,900以下)
閉閉器箱 " 1,500
電線閉閉器用押しボタン 床下～下端 1,200
接地用端子箱 地上、床下～中心 500
試験用接続端子箱 床下～下端 800
接地極埋設機 地上～中心 600
給油ボックス 地上～給油口 1,000
室内端子盤（廊下・室内） 床下～下端 300
中間端子盤（EPS・電気室） 床下～中心 1,500
壁付電話機 " 1,300
露時計 " 1,500(上端1,900以下)
予時計、スピーカ " (天井高) × 0.9
アタッチネータ " 1,200
表示盤 " (天井高) × 0.9
発信器（出退表示用） " 1,200
外部受用インターホン（子機） " 標準図による
壁付インターホン（上記以外） " 1,100
呼出ボタン（多機能使用用） " 900
操作ボタン（ " " 1,300
廊下表示灯（ " " 2,000
テレビ機受信器箱 天井下～上端 200
火報盤受信機（集中盤） 床下～操作部 800～1,500
自動受信機 床下～中心 1,500
逆送受信機受信器箱 " 800～1,500
発信機 " 800～1,500
警報ベル " (天井高) × 0.9
表示灯 " (天井高) × 0.8
運動制御盤（自動閉鎖） " 1,500
ガス漏れ検知器（濃ガス） " 300
" (稀ガス) 天井面～中心 (天井面)・200

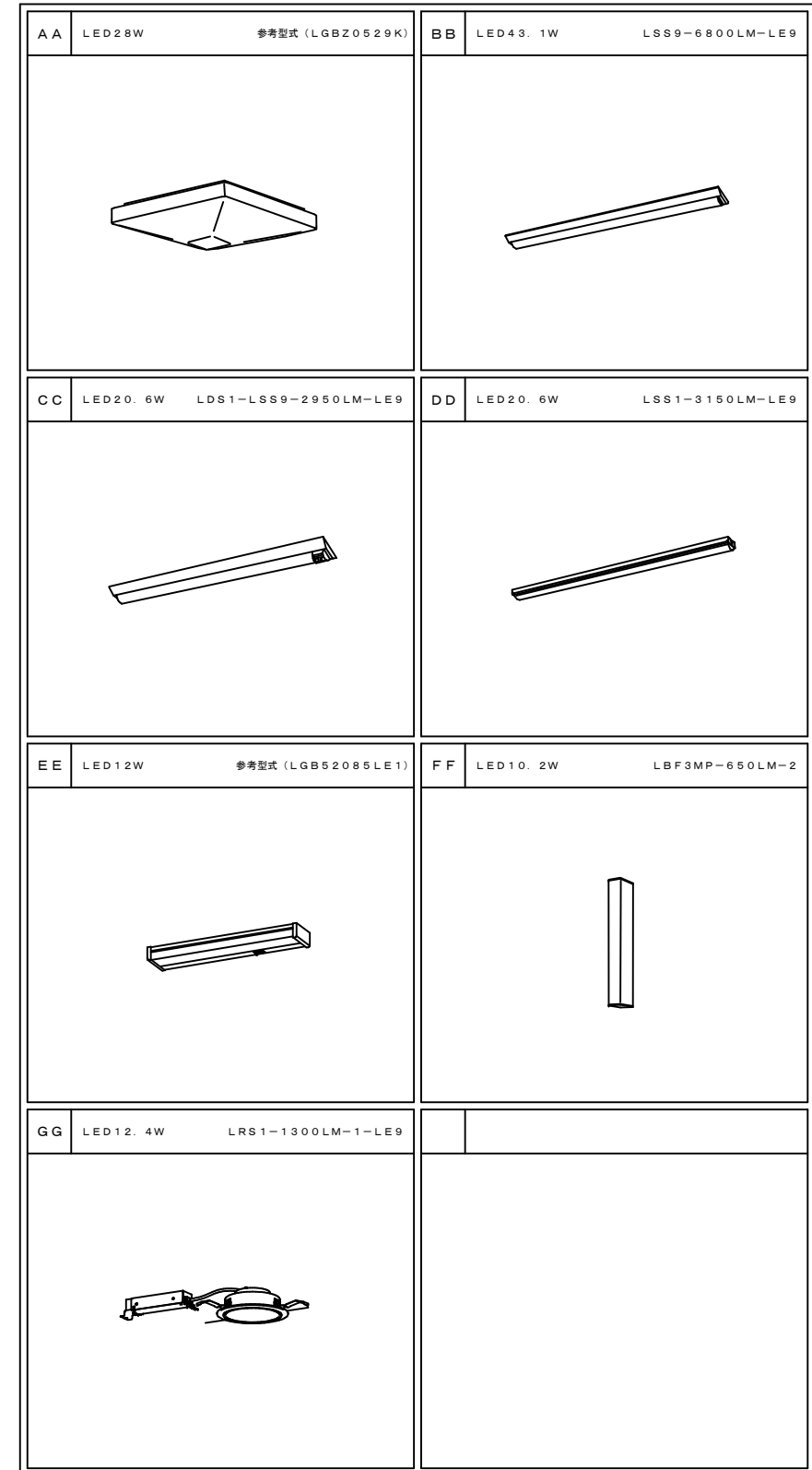
(備考) 天井面を基準とする取付高さは、天井高さが2,000mmから3,000mmの場合に適用する。天井高さが3,000mm以上の場合は機器の使用に支障が生じる場合は、監督員と協議する。
二重床内に配線するEM-TUPケーブルは、用途に応じ色分けすること。
二重床内に設置する器具の位置表示としてマーキングを、直上の天井面に付けること。また、用途に応じ色分けすること。

14 電線類
15 二重床内器具

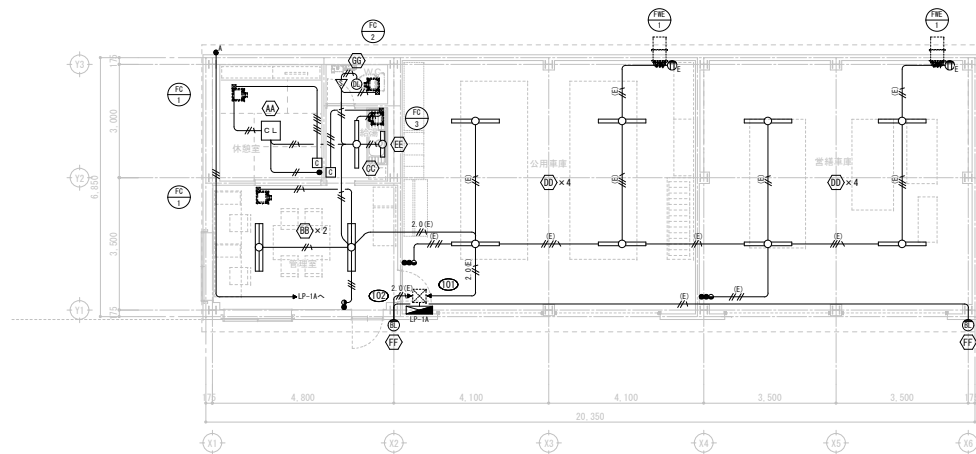
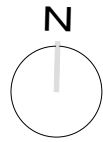
16 撤去内容
17 支持金物等
18 アスベスト含有調査等
19 発生材の処理等
○ 撤去方法（ ・ 図示による ）
○ 引渡しを要するもの（ ・ 図示による ）
○ 特別管理産業廃棄物（ ）
同上の処理方法（ ）
・ 再資源化を図るもの（ ）
・ PCBを含む機器類は、PCBが飛散、流出及び地下水への浸透が無いよう適切な容器に詰め、適切な場所に保管し、工事完了後、施設担当者引き渡す。



電灯分電盤結線図



照明器具姿図表



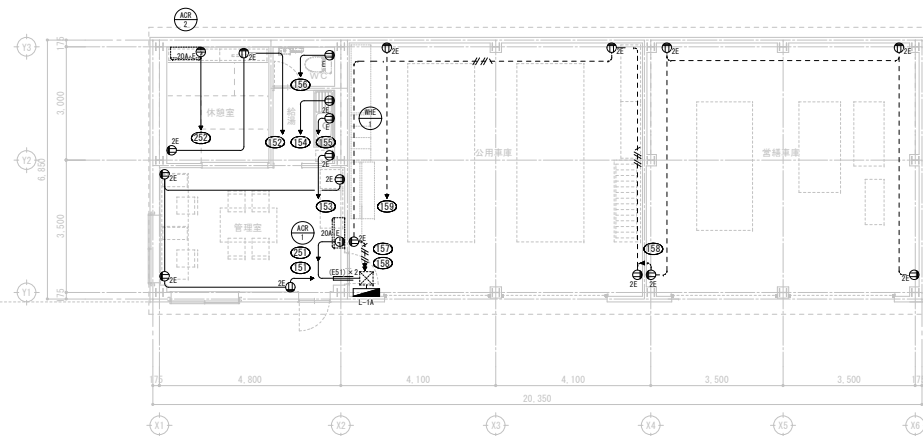
- 注記
- (1) 特記なき配線は下記による
- EM-EF1.6-2C 天井内こしがし配線
 - EM-EF1.6-3C 天井内こしがし配線
 - EM-EF1.6-3C 天井内こしがし配線
 - EM-EF1.6-2C×2 天井内こしがし配線
 - EM-EF1.6-3C×2 天井内こしがし配線
 - EM-IE1.6×3(E19) 露出配線
 - EM-IE1.6×4(E19) 露出配線
 - EM-IE1.6×4(E19) 露出配線
 - EM-IE1.6×5(E25) 露出配線
 - EM-IE1.6×3(E19) 露出配線
- (2) こしがし配線の壁内の立上り・立下りは (P F-S) 管にて保護する

電灯配線図

機械設備機器表

記号	名称	形状・寸法	備考
●	配線器具	1P15A	
Ⓧ	コンセント	2P15A×1 接地極付	
▽	熱線センサー付自動スイッチ	換気扇連動形	参考型式 (WTK2604)
●A	自動点滅器		参考型式 (EE413K)
□	換気扇コントロールスイッチ	機械設備工事より支給品	

記号	名称	消費電力	電源・電圧	備考
FC-1	天井換気扇	20W	1φ100V60Hz	コントロ-ルスイッチ付 (休憩室のみ)
FC-2	天井換気扇	20W	1φ100V60Hz	
FC-3	天井換気扇	27W	1φ100V60Hz	コントロ-ルスイッチ付
FWE-1	有圧換気扇	70W	1φ100V60Hz	



コンセント配線図

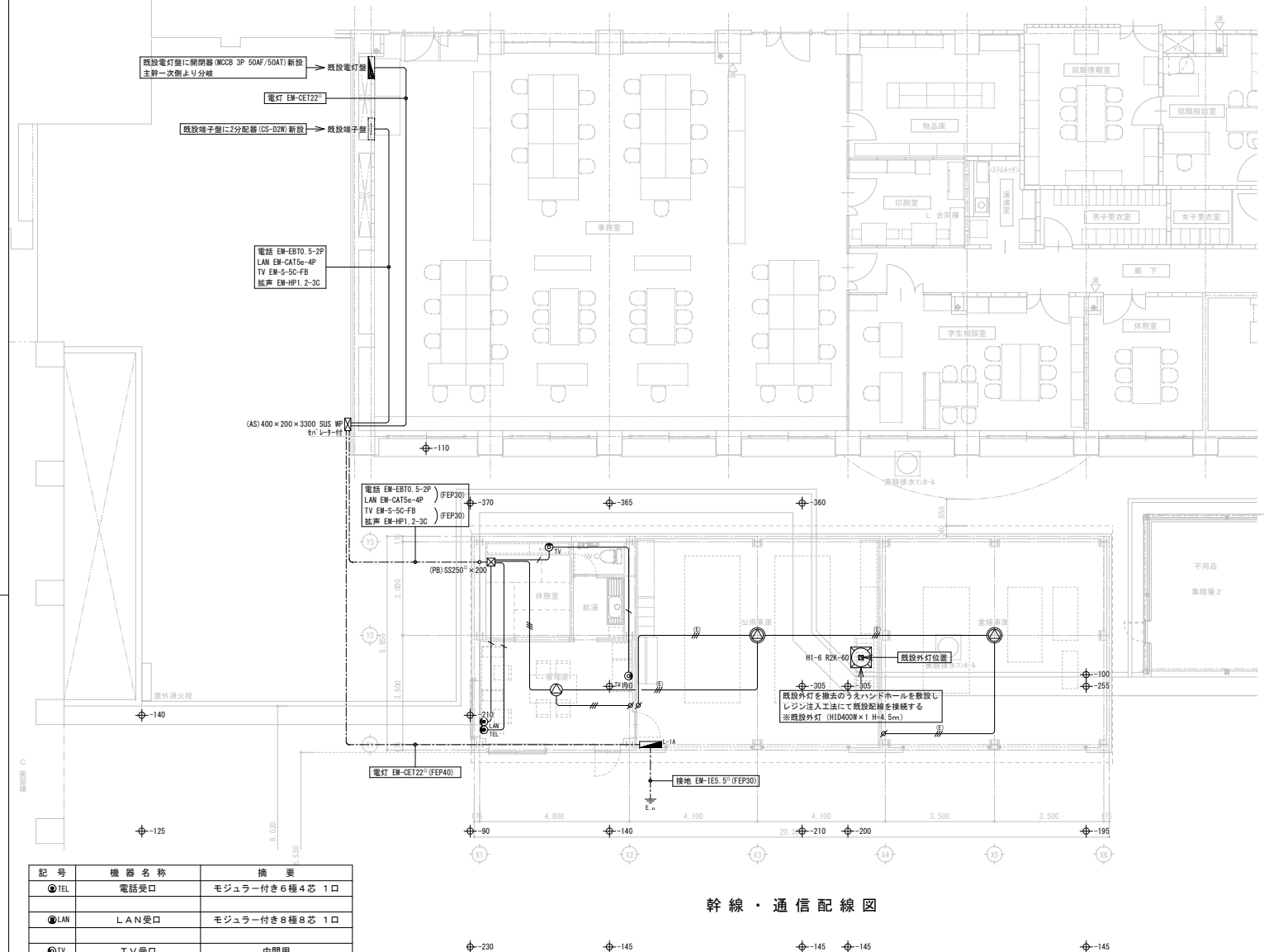
- 注記
- (1) 特記なき配線は下記による
- EM-EF2.0-3C 天井内こしがし配線
 - EM-IE2.0×3(PF-S16) 床いんべい配線
 - EM-IE2.0×5(PF-S22) 床いんべい配線
- (2) こしがし配線の壁内の立上り・立下りは (P F-S) 管にて保護する

機械設備機器表

記号	機器名称	摘要
ⓍE	コンセント	2P15A×1 接地極付
ⓍE	コンセント	2P15A×2 接地極付
Ⓧ20A-E	コンセント	2P20A×1 接地極付

記号	名称	消費電力	電源・電圧	備考
ACR-1	壁掛ルームエアコン	3.9kW	1φ200V60Hz	コントロ-ルスイッチ付 (休憩室のみ)
ACR-2	壁掛ルームエアコン	3.4kW	1φ200V60Hz	
WHE-1	電気温水器	1.1kW	1φ100V60Hz	

- 注記
- (1) 特記なき配線は下記による
- 電話 EM-EBT0.5-2P 天井内こしがし配線
 - LAN CAT5e-4P 天井内こしがし配線
 - テレビ EM-S-50-FB 天井内こしがし配線
 - 放送 EM-AE1.2-3C 天井内こしがし配線
 - EM-AE1.2-3C(E19) 露出配線
- (2) こしがし配線の壁内の立上り・立下りは (P F-S) 管にて保護する



幹線・通信配線図

記号	機器名称	摘要
ⓍTEL	電話受口	モジュラー付き6極4芯1口
ⓍLAN	LAN受口	モジュラー付き8極8芯1口
ⓍTV	TV受口	中間用
ⓍTV R	TV受口	端末用
Ⓧ	天井埋込形スピーカー	
Ⓧ	天井露出形スピーカー	
#	アッテネーター	

△	天井埋込型スピーカー	⊗	露出型スピーカー	⌀	アッテネーター
<p>(12cm)</p>					
<p>定格入力 6W (1.67kΩ)、3W (3.3kΩ)、1W (10kΩ)</p> <p>入力インピーダンス 1.67kΩ、3.3kΩ、10kΩ</p> <p>周波数特性 120Hz~15kHz</p> <p>出力音圧レベル 94dB (1m/1W)</p> <p>使用スピーカー 12cmコーンスピーカー</p> <p>パネル アルミバンテング</p> <p>音量調整 4段階</p>		<p>定格入力 3W (3.3kΩ)、1W (10kΩ)</p> <p>入力インピーダンス 3.3kΩ、10kΩ</p> <p>周波数特性 180Hz~15kHz</p> <p>出力音圧レベル 92dB (1m、1W)</p> <p>使用スピーカー 12cmコーンスピーカー</p> <p>音量調整 4段階</p>		<p>入力容量 0.5W~6W</p> <p>入力インピーダンス 20kΩ~1.67kΩ</p> <p>音量調整 5段階</p> <p>パネル 新金属</p> <p>適合ボックス JIS1 個口用スイッチボックス</p>	